

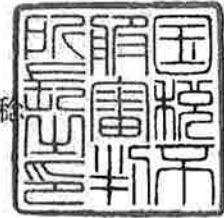
裁 決 書

大裁(所)平28第36号

平成29年1月23日

国税不服審判所長

増田 稔



審査請求人

住 所

氏 名

原 処 分 庁

原 処 分

平成27年12月21日付でされた次の各処分

- 1 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 2 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

## 理 由

## 1 事 実

## (1) 事案の概要

本件は、原処分庁が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下、併せて「所得税等」という。）の更正処分等並びに平成26年分の所得税等の決定処分等をしたところ、請求人が、インドネシアを生活の本拠としていることから所得税法上の居住者に当たらないとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

## (2) 審査請求に至る経緯

審査請求（平成28年5月19日請求）に至る経緯は別表1のとおりである。

## (3) 基礎事実

以下の事実については、請求人と原処分庁との間に争いがなく、当審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

イ 請求人は、過去に、[REDACTED]に本店を置く[REDACTED]（以下「本件会社」という。）の取締役を務めるとともに、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）に設立された本件会社の現地法人である[REDACTED]（以下「本件現地法人」という。）の役員を務めていたが、これらを平成16年頃に退職し、その後は特定の職業に就いておらず、また、平成25年及び平成26年（以下、併せて「本件各年」という。）においては、厚生年金等の公的年金を受給していた。

ロ 請求人は、本件各年において、別表2のとおり、日本及びインドネシアに滞在し、それぞれの合計滞在日数は、平成25年において日本102日、インドネシア259日（なお、このほか、インドネシア以外の外国に4日滞在した。）、平成26年において日本212日、インドネシア153日であった。

ハ 請求人は、平成26年3月17日、平成25年分の所得税等について、別表1の「確定申告」欄のとおり確定申告をしたが、その申告書に、請求人の住所を肩書住所と記載していた。

また、請求人は、平成26年分の所得税等の確定申告書を原処分庁に提出しなかった。

(4) 関係法令

別紙のとおりである。

2 争点

請求人が所得税法上の居住者に該当するか否か。

3 主張

原 処 分 庁	請 求 人
<p>住所とは「各人の生活の本拠」であり、その判定は、客観的事実、すなわち、その個人の住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等に基づくところ、請求人は、①日本の年金収入及び株式運用により生計を立て、肩書住所地所在の居宅（以下「本件居宅」という。）等を有しており、国民健康保険に加入していること、②日本国籍を有しており、国内に生計を一にする配偶者を有していること、並びに、③ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> に対し、肩書住所地を請求人の住所として届出を行ったことなどからすれば、本件肩書住所地を生活の本拠としており、同所が請求人の住所地と認められるから、所得税法上の居住者に該当する。</p>	<p>住所とは「各人の生活の本拠」であるところ、請求人は、平成7年から現在に至るまで継続してインドネシアに住居を有し、年間250日以上インドネシアに滞在していたことから、インドネシアを生活の本拠としており、所得税法上の非居住者に該当する。また、請求人は、平成12年に実施された本件会社に対する税務調査において、非居住者であると指摘されており、この点からも、請求人は所得税法上の非居住者に該当する。</p> <p>なお、平成26年に他の年と比較して日本の滞在日数が多くなったのは、病気の検査・治療、長男の婚姻、税務署対応を余儀なくされたためである。</p>

4 判断

(1) 法令解釈

所得税法第5条第1項は、居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある旨規定し、同法第2条第1項第3号は、居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう旨規定しているところ、ここにいう住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相

当である。

## (2) 検討

上記1の(3)の基礎事実と請求人提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査の結果を総合すると、請求人は、平成25年において、年間の約3割を日本で、約7割をインドネシアで過ごし、平成26年において、年間の約6割を日本で、約4割をインドネシアで過ごし、本件各年を通じてみると、インドネシアでの滞在日数が日本での滞在日数の約1.3倍に及ぶなど、日本とインドネシアを行き来しつつ、インドネシアに相応の日数滞在していたことが認められる一方で、①請求人がインドネシアに滞在するために取得していたビザは、インドネシアにおいて就労を行わないこと、一定額の年金を受給していること、指定された地域において一定額以上の賃料の賃貸物件等を借りることなどを取得条件とする、いわゆるリタイアメントビザであったこと、②請求人は、本件各年において、特定の職業に就くことなく、その収入の大半を、日本の証券会社とのインターネットを利用した有価証券取引によって得ていたこと、③請求人は、妻と共有している土地の上に建築した本件居宅を所有し、同所に住民票上の住所を定めるとともに、日本滞在中は本件居宅において起居していたこと、④請求人の妻は、請求人と生計を一にし、本件各年を通じて日本から出国したことはなく、本件居宅に居住していたこと、⑤請求人が本件各年においてインドネシア滞在時に起居していたのは、期間10年、賃料総額377,346,000インドネシア・ルピア（日本円にして約340万円、月額約28,000円）との約定で2011年9月に借り受けたバリ島所在の長期滞在型ホテルの一室であったこと、⑥請求人は、主要な金融資産を[ ]に開設した預金口座及び上記②のとおり国内の証券会社に開設した証券取引口座に預ける一方、国外資産はほとんど有していなかったこと、⑦請求人は、肩書住所地を自己の住所として国民健康保険に加入し（なお、国民健康保険法第5条参照）、また、原処分庁に提出した平成25年分の所得税等の確定申告書に、自己の住所を肩書住所地と記載していたことが認められる。

これらの事情を総合的に考察すれば、本件各年において、請求人につき、客観的に生活の本拠たる実体を有していたのは、本件居宅であるものと認めるのが相当であり、他方、インドネシアにおいて生活の本拠たる実体を有していたとは認めることができない。

## (3) 請求人の主張について

請求人は、平成7年から現在に至るまで継続してインドネシアに住居を有し、年間250日以上インドネシアに滞在していたこと、及び平成12年に実施された本件会社に対する税務調査において、非居住者であると指摘されていたことから、インドネシアを生活の本拠としていたものと認められ、所得税法上の非居住者に該当する旨主張する。

しかし、請求人がインドネシアに相応の日数滞在していたことが、請求人の住所の判定において考慮すべき事情の一つであることは肯定できるものの、請求人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心という見地から、請求人に係る客観的生活状況等を総合的に考察したときには、本件各年において生活の本拠たる実体を有していたのは、インドネシアではなく本件居宅と認められることは、上記(2)で説示したとおりであるから、請求人の上記主張は採用することができない。なお、請求人が本件会社及び本件現地法人の役員をしていた当時の税務調査において住所に関して異なる取扱いがされていたとしても、その当時と本件各年ではインドネシアにおける就業の有無や収入源等の客観的生活状況が異なるから、上記(2)の請求人の住所の判定を左右するものではない。

また、請求人は、平成26年に他の年と比較して日本の滞在日数が多くなったのは、病気の検査・治療、長男の婚姻、税務署対応を余儀なくされたためであるとも主張するが、請求人に係る客観的生活状況を総合的に考察すれば、かかる事情が上記(2)の請求人の住所の判定を左右するものではないから、当該主張も採用することはできない。

#### (4) 小括

以上によれば、請求人は、本件各年において、肩書住所地に住所を有する所得税法上の居住者であるものと認めるのが相当である。

### 5 原処分について

#### (1) 平成25年分の所得税等の更正処分及び平成26年分の所得税等の決定処分について

上記4のとおり、請求人は、本件各年において、所得税法上の居住者であり、本件各年分の所得税等の納税義務者と認められる。

そして、当審判所の調査の結果によれば、請求人の本件各年分の所得税等に係る総所得金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額並びに納付すべき税額は、別表3の「審判所認定額」のとおりと認められるから、別表3の「原処分の額」欄のとおり、

これと同額でされた標記各処分は適法である。

- (2) 平成25年分の所得税等の過少申告加算税の賦課決定処分及び平成26年分の所得税等の無申告加算税の賦課決定処分について

平成25年分の所得税等の更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法第65条第4項に規定する正当な理由があるとは認められず、また、平成26年分の所得税等について期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められないから、標記各処分は適法である。

#### 6 その他

原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

別表 1

審査請求に至る経緯

(単位：円)

項目		区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定
平成25年分	年 月 日		平成26年3月17日	平成27年12月21日	平成28年2月8日	平成28年4月19日
	総所得金額				全部取消し	棄却
	内訳	配当所得の金額				
		雑所得の金額				
	株式等に係る譲渡所得等の金額					
	所得控除の額の合計額					
	納付すべき税額					
	過少申告加算税の額					
年 月 日		—	平成27年12月21日	平成28年2月8日		
平成26年分	総所得金額(雑所得の金額)		無		全部取消し	棄却
	株式等に係る譲渡所得等の金額		申			
	納付すべき税額		告			
	無申告加算税の額					

別表 2

請求人の国内外における滞在日数

(単位：日)

項目	区分	国内滞在日数	国外滞在日数		合計	
				内 インドネシア		
平成 25 年	1月	12	19	19	31	
	2月	0	28	28	28	
	3月	12	19	19	31	
	4月	0	30	30	30	
	5月	0	31	31	31	
	6月	0	30	28	30	
	7月	0	31	30	31	
	8月	30	1	0	31	
	9月	30	0	0	30	
	10月	4	27	27	31	
	11月	0	30	30	30	
	12月	14	17	17	31	
	合計		102	263	259	365
	平成 26 年	1月	13	18	18	31
2月		14	14	14	28	
3月		31	0	0	31	
4月		30	0	0	30	
5月		31	0	0	31	
6月		14	16	16	30	
7月		0	31	31	31	
8月		31	0	0	31	
9月		29	1	1	30	
10月		0	31	31	31	
11月		0	30	30	30	
12月		19	12	12	31	
合計			212	153	153	365



別表 3

所得税等の納付すべき税額の計算  
(原処分の額及び審判所認定額)

(単位:円)

項目		区分	原処分の額 A	審判所認定額 B	増減(△印)差額 (B-A)
平成 25 年 分	総所得金額				
	内 訳	配当所得の金額			
		雑所得の金額			
	株式等に係る譲渡所得等の金額				
	所得控除の額の合計額				
	所得税の額及び復興特別所得税の額				
	源泉徴収税額				
納付すべき税額					
平成 26 年 分	総所得金額(雑所得の金額)				
	株式等に係る譲渡所得等の金額				
	所得控除の額の合計額				
	所得税の額及び復興特別所得税の額				
	源泉徴収税額				
	納付すべき税額				

別 紙

## 関係法令

- 1 国税通則法（以下「通則法」という。）第65条《過少申告加算税》第1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、当該納税者に対し、その更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨、同条第4項は、更正に基づく納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として計算した金額を控除して、過少申告加算税を課する旨規定している。
- 2 通則法第66条《無申告加算税》第1項は、期限後申告書の提出があった場合又は決定があった場合等には、当該納税者に対し、その期限後申告又は決定に基づき納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する旨、同項ただし書は、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税を課さない旨、同条第2項は、第1項に規定する納付すべき税額が500,000円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。
- 3 所得税法第2条《定義》第1項第3号は、居住者とは国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう旨、また、同項第5号は、非居住者とは居住者以外の個人をいう旨規定している。
- 4 所得税法第5条《納税義務者》第1項は、居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある旨規定している。
- 5 民法第22条《住所》は、各人の生活の本拠をその者の住所とする旨規定している。
- 6 国民健康保険法第5条《被保険者》は、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする旨、また、同法第7条《資格取得の時期》は、市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は国民健康保険の被保険者とならない所定の条件のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する旨規定している。